

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第20号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 現金保管事務

所管所属：中央卸売市場

通知を受けた日：令和5年10月20日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (1)	(1) 現金収納保管事務マニュアルの運用について改善を求めたもの 今回の監査において、金庫等の鍵の保管及び管理について実地で調査した結果、調査時点で次の事実が見受けられた。 ■ 中央卸売市場南港市場において、人事異動の際に金庫の暗証番号の変更及び金庫等の鍵の保管場所の変更が行われていなかった。なお、暗証番号の変更については記録がなく、直近で変更された時期は不明であった。 中央卸売市場南港市場によれば、金庫は電子錠とシリンダー錠の二重施錠であり、また、金庫の鍵は常時施錠しているキャビネットに保管しており、その鍵は金庫管理者の座席の施錠できる引出しにて保管しているとのことであった。 さらに、金庫は執務室とは別の施錠可能な部屋に設置され、職員の不在時は施錠していることから、鍵の保管場所を何重にも設けて施錠することにより、盗難対策は適切であると判断していたとのことであった。 [指摘事項 1 (1)] 1. 中央卸売市場は、人事異動の際に、金庫の暗証番号の変更及び金庫等の鍵の保管場所の変更を行われたい。 3. 中央卸売市場及び西区役所は、今回の監査を契機に改善を行った金庫等の鍵の保管及び管理について、引継書等の記録に残し、組織内での確実な継承を図られたい。	【1】 ・中央卸売市場南港市場において、金庫の暗証番号及び金庫等の鍵の保管場所の変更を行った。 【3】 ・監査の指摘を受け、中央卸売市場南港市場内で認識誤りについて共有した。今回の監査を契機に改善を行った金庫等の管理方法等について、組織内での確実な継承を図るため、新たに人事異動時の処理方法を記載した書類を作成し、現金収納保管事務マニュアルとともに、「現金等の安全保管に関する自主点検表」と同じファイルに編集し、自主点検時や人事異動時に参照できるようにした。 さらに、金庫等の鍵の管理及び保管について、課長会で再確認、注意喚起を行っていくこととした。	措置済	令和5年6月13日